

別紙 4

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

主 論 文 の 要 旨

論文題目

完全親子会社型企業集団の形成に関する比較法的
考察——中国法、カナダ法および日本法を中心に

氏 名

楊小萍

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、中国法における完全親子会社型企業集団の形成における課題を明らかにした上で、カナダ法と日本法を比較対象とし、中国における具体的な立法提案を行うものである。

中国においては、完全親子会社型企業集団の形成には、多くの利点があるため、完全親子会社型企業集団を形成する必要がある。しかしながら、中国では、完全親子会社関係を安定的に構築する法制度は存在しない。これに対して、実務では、多くの工夫がなされているが、いずれの方法も多くの問題点を抱えている。にもかかわらず、完全親子会社型企業集団の形成手法に関する研究は、筆者が調べた限り、見当たらない。

上述の中国法における課題に対して、完全親子会社型企業集団の形成手法を、株式取得方式と組織再編方式という2つの手法に分類し整理した上で、カナダ法と日本法から示唆を得ることを目指す。カナダ法と日本法においては、完全親子会社型企業集団を形成する株式取得方式と組織再編方式両方が定められており、かつ、2つの方式の間における規制の整合性も相当に図られている。これらを比較法の対象とすることが中国法における課題を解決するには有益であると考えられる。

第1編では、本論文の問題提起を行う。1980年代から、中国経済体制改革の一環として、中国における企業集団は、徐々に発展してきた。初期の企業集団は、ほぼ全てが行政手段によって形成された。1990年代に入ると、会社法と証券法が整備され、企業集団は、証券法と会社法に定められている企業結合手法によって形成されることとなった。中国の証券法では、一定の場合には、少数株主のセルアウト権は認められているものの、買付者（ないし支配株主）のバイアウト権は認められていない。そこで、残存株主のうち一人でも株式を譲渡しなければ、買付者は、公開買付けを用いて対象会社の発行済株式の100%を取得することができない。要するに、中国では、完全親子会社型企业集団を形成するための株式取得方式は存在しない。また、会社法上、合併と会社分割が定められているが、対象会社を完全子会社化することを直接的な目的とする手法は存在しない。交付金三角合併を用いて対象会社を完全子会社化することができるとはいえ、手続や税法上の問題で、交付金三角合併は、使い勝手のよい制度ではない。要するに、中国では、完全親子会社型企业集団を形成するために利用しやすい組織再編方式も存在しない。対象会社を完全子会社化する需要に応えるため、実務上、「株式交換吸収合併」が用いられている。「株式交換吸収合併」は、合併の形式をとりながら、株式交換の実質を有する。「株式交換吸収合併」は、適法性、少数株主保護、手続の煩雑さなどの問題を抱えている。

第2編では、比較法の対象として、カナダ法を取り扱う。カナダにおける企業集団の形成手法には、株式取得方式と組織再編方式両方が存在する。株式取得方式の場合には、強制買収制度が存在する。強制買収制度とは、公開買付けで対象会社の発行済株式の90%以上を取得した場合、対象会社の残存株主から強制的に株式を取得することができる制度である。強制買収制度は、カナダにおける対象会社を完全子会社化する手法としてよく用いられ、便利な制度である。一方で、組織再編方式の場合には、交付金三角合併と整理計画がある。交付金三角合併を用いて対象会社を完全子会社化する場合に、

買収会社は、完全子会社を設立し、対象会社を完全子会社と合併させて、対象会社の少数株主に現金を交付する。整理計画とは、他の企業結合手法によっては容易に行うことができない組織再編を、裁判所の承認を得たうえで、行うことができる制度である。整理計画を行う場合、事前の情報開示、株主などの関係者による承認などの手続に加えて、裁判所への最初命令と最終命令という2回の申立てをしなければならない。これらの事情から、交付金三角合併と整理計画のいずれの手続も実務的には決して容易ではない。

第3編では、比較法の対象として、日本法を取り扱う。1997年、独占禁止法が改正され、純粋持株会社が解禁されることとなった。これをきっかけに、1999年の改正商法において、株式交換・株式移転制度が導入された。その導入によって、日本では、組織再編方式による完全親子会社型企业集団の形成が可能となった。また、2005年に会社法が制定される際に、合併等対価が柔軟化され、かつ、対価として交付する親会社の株式の総数を超えない範囲で子会社による親会社の株式の取得および保有が例外的に認められることとなった。これによって、日本では、三角合併を行うことが可能となった。三角合併も組織再編方式の1つの手法であるが、日本における三角合併は、内国企業間の組織再編に活用されたというよりは、主に国境を越えた組織再編のための制度であるというイメージが強い。完全子会社化の手法としては、株式交換が活用されている。組織再編方式のみならず、2014年会社法改正においては、特別支配株主の株式等売渡請求制度が導入され、日本において、株式取得方式による完全親子会社型企业集団の形成も可能となった。この制度の導入にあたっては、略式組織再編についての規制との整合性が試みられた。もっとも、実務での運用状況が検証され得るのはこれからであり、この制度がどれほど活用されるのか、少数株主保護が十分になっているかなど、今後の運用を見定める必要があると考えられる。

第4編では、完全親子会社型企业集団の形成手法である株式取得方式と組織再編方

式それぞれについて、各法域の制度を比較したうえで、中国法の状況に照らして、中国会社法の改正に対する示唆を得ようとした。第一に、株式取得方式について、カナダ法における株式強制買収制度の方が中国法にとって適切であると考えられる。カナダ法における株式強制買収制度は、公開買付けが前置され、市場のメカニズムを用いて公正な価格をある程度担保しているからである。第二に、組織再編方式について、日本法における株式交換制度の方が中国法にとって適切であると考えられる。株式交換制度が日本で完全子会社化の手法として活用されており、かつ、中国の実務で行われている「株式交換吸収合併」が株式交換の実質を有するため、株式交換制度は実務でも受け入れられやすく、活用されることが期待できるからである。

第5編では、以上のように検討した自らの提案について、今一度整理して、結論として提示する。完全親子会社型企業集団には、数多くのメリットがあるため、中国では完全親子会社型企業集団を形成する必要がある。しかしながら、中国においては、完全親子会社関係を効率的に構築するための法制度は存在しない。これに対して、カナダ法と日本法では、完全親子会社関係を構築するには、株式取得方式と組織再編方式両方が存在し、かつ、この2つの方式の間の整合性も相当に図られている。カナダ法と日本法に対する考察を踏まえて、中国法において、株式取得方式と組織再編方式両方を創設する必要があると考えられる。例えば、買付者が対象会社の株式の低い割合しか保有していない場合、あるいは、まったく保有していない場合には、株式取得方式を用いて対象会社を完全子会社化し、他方で、買付者が対象会社の株式の50%以上を既に保有している場合には、組織再編方式を用いて対象会社を完全子会社化するといった多様な要請があり得るからである。株式取得方式に関して、カナダ法における株式強制買収制度の導入を提言する。あわせて、組織再編方式に関して、日本法における株式交換制度の導入を提言する。また、交付金組織再編と株式強制買収請求制度との整合性を図るため、交付金組織再編を用いて対象会社の少数株主を締め出す場

合には、カナダ法を参考にして、取引の公正さと少数株主保護を担保する規制を創設することを提言する。